

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱

参 考 資 料

目 次

第 1 目的 2 P

第 2 定義 3 P

第 3 対策に関する基本的事項

1 総合的な対策の実施 4 P

2 市町村等関係者との連携 5 P

3 道民及び事業者の理解・協力 6 P

4 感染者情報の公表 8 P

5 人権侵害の防止 9 P

第 4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 10 P

2 警戒ステージの設定と運用 11 P

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置 13 P

4 意見等の聴取 14 p

第1 目的

この要綱は、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定め、道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

- 新型コロナウイルス感染症への対応が、今後も長期に渡ることが見込まれる中、道民や事業者のご理解とご協力のもと、関係者が一体となって、実効性ある取組を着実に進めていくことが必要です。
- そのため、北海道としての新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的枠組みを道民の皆様と共有するための方策が必要と考え、この要綱を制定するものです。
- 道の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項や、対策の立案、決定及び実施に関する手順などをお示しすることにより、今後どのような対応がとられるかという認識を、道民や事業者の皆様と共有し、対策を進めていこうとするものです。

要綱の構成

第1 目的・・・要綱の策定目的

第2 定義・・・要綱の対象範囲や期間

第3 対策に関する基本的事項

・・・対策に当たって、下記の事項に関する基本的な考え方や指針など

- 総合的な対策の実施
- 道民及び事業者の理解・協力
- 人権侵害の防止
- 市町村等関係者との連携
- 感染者情報の公表

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

・・・対策の立案・決定・実施の手順など

- 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
- 警戒ステージの設定と運用
- 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置
- 意見等の聴取

第2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 特措法第22条第1項の規定に基づき北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」という。）をいう。

- 本要綱の適用範囲は、新型コロナウイルス感染症とします。
（※ 特措法の対象となるその他の新型インフルエンザ等は対象外。）
- 本要綱で規定する対策は、特措法第22条第1項の規定に基づき「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月27日設置）」が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき同対策本部が廃止されるまでの間の対策としています。

- ※ 特措法第21条では、以下のときに、政府対策本部が廃止されることとされており、同法第25条では、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく道の対策本部を廃止するものとされています。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと比較して、おおむね同程度以下であることが明らかになった場合
 - ・ 国民の大部分が免疫を獲得したこと等により、季節性インフルエンザ以上に強力な措置を講ずる必要がなくなった場合 など

（特措法第22条第1項）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

この間に北海道が実施する対策



本要綱で規定する

「新型コロナウイルス感染症対策」

（特措法第25条）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

第3 対策に関する基本的事項①

1 総合的な対策の実施

- (1) 道は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、総合的かつ効果的に対策を実施する。
- (2) 道は、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施する。
- (3) 道は、対策の進捗状況等について点検を行い、より効果的な対策の実施に努める。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)

- ・国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時の措置及び緊急事態措置等を規定

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定

「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(H25.10)

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を規定(特措法第7条第1項に基づく)

「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」(R2.3.28)

- ・今後講じるべき対策の実施にあたり準拠となるべき統一的指針(北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく)

これらに基づき…

総合的かつ効果的に対策を実施

進捗状況等を点検

感染拡大防止と社会経済活動の両立

(社会経済に及ぼす影響を十分に考慮)

○感染まん延防止対策

- ・感染拡大の兆候の早期発見
- ・機動的な感染拡大の防止
- ・医療提供体制等の確保及び集団感染への対応
- ・地域の実情に応じた対策の実施
- ・感染者情報の公表

○社会経済への影響対策

- ・中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援
- ・雇用の維持・確保と就業支援の充実
- ・観光振興に向けた支援の充実
- ・「新北海道スタイル」の浸透・定着

○教育への対応

- ・学校臨時休業への備え
- ・学校運営の質的改善

○実効性ある政策推進

- ・正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止等
- ・市町村との連携等
- ・政策形成過程の透明性確保
- ・政策推進における実効性確保

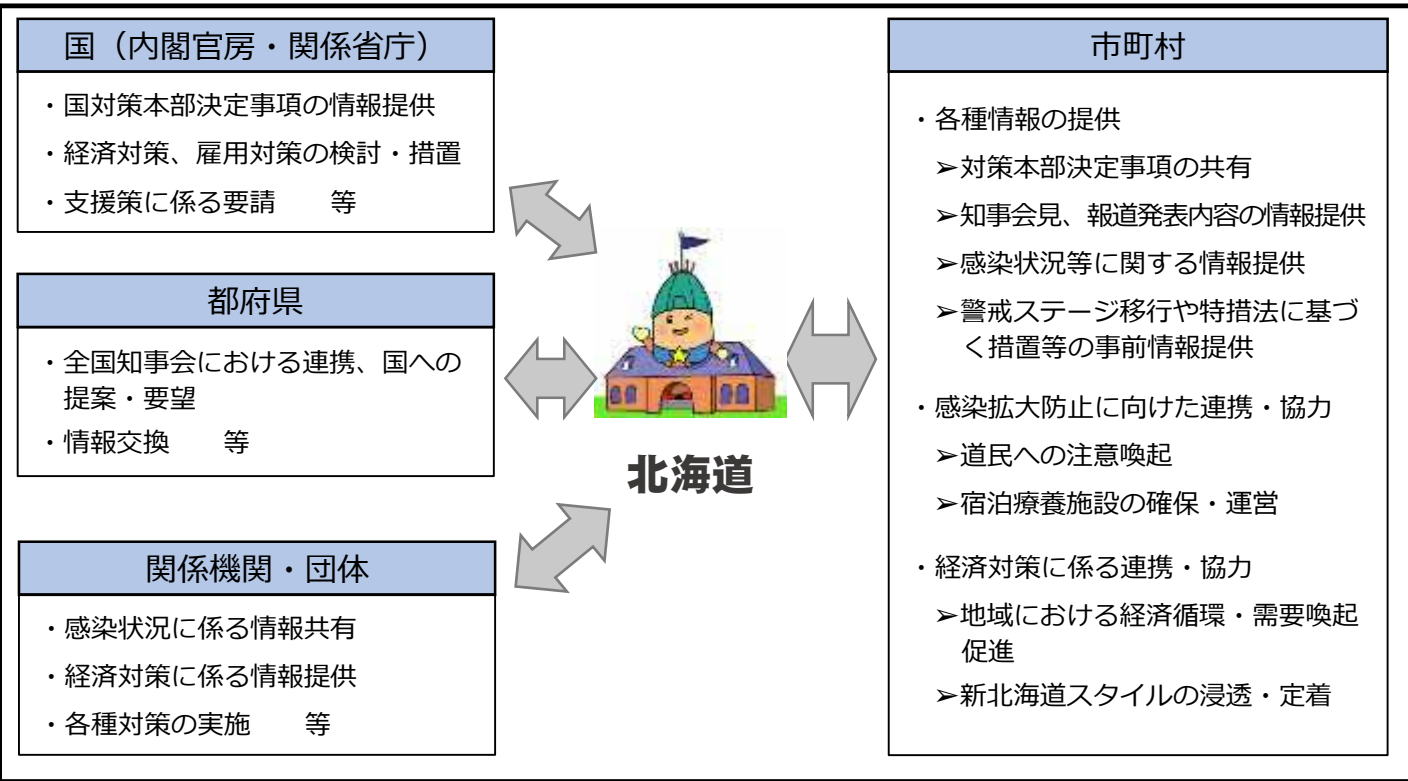
(中間取りまとめ「今後の対応方向」より)

第3 対策に関する基本的事項②

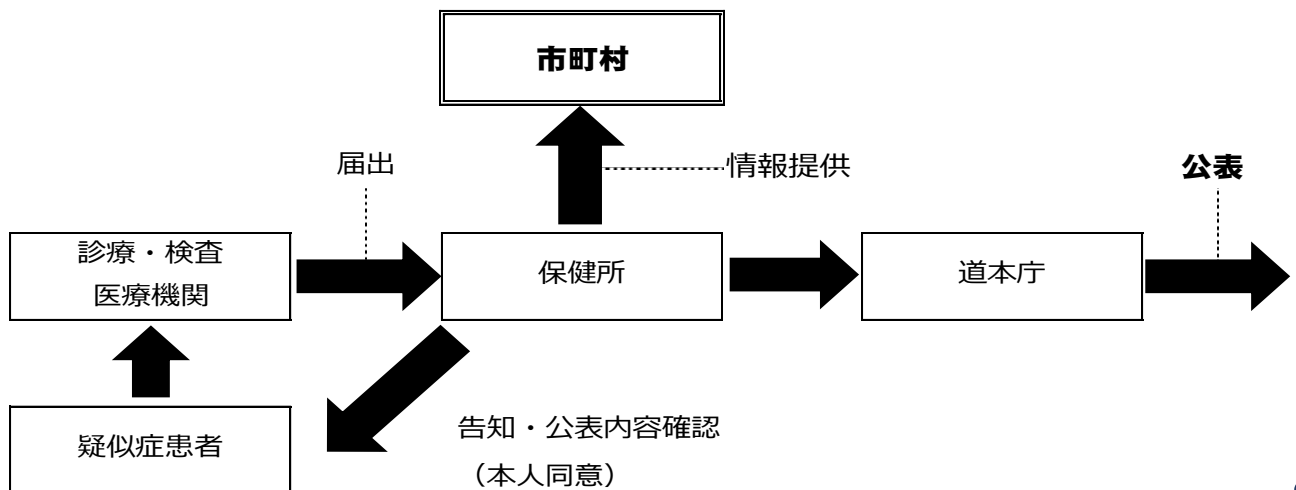
2 市町村等関係者との連携

- (1) 道は、対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体等と連携・協力を図る。
- (2) 道は、保健所設置市をはじめ、住民に最も身近な行政機関である市町村との感染状況等の情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施する。

国、都府県、市町村等との連携・協力体制



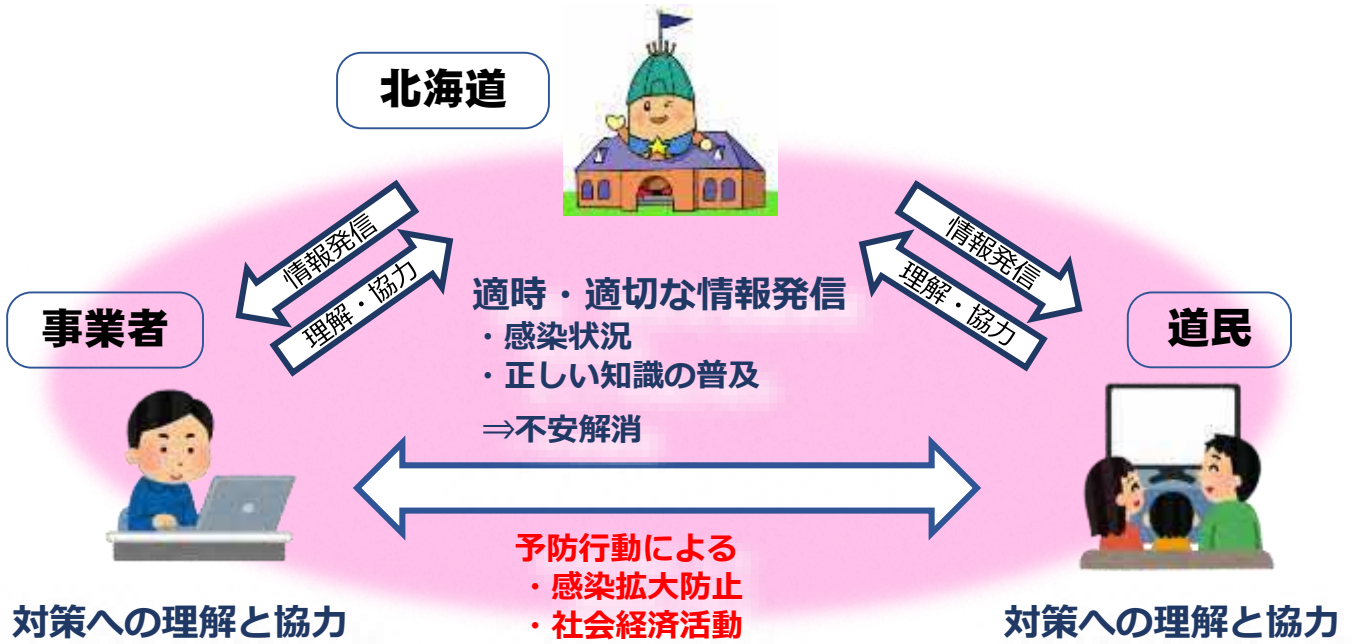
市町村への感染者情報の提供



第3 対策に関する基本的事項③

3 道民及び事業者の理解・協力

(1) 道は、道民及び事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努める。



道民や事業者への適切な情報発信



感染状況



正しい知識



予防行動



第3 対策に関する基本的事項③

3 道民及び事業者の理解・協力

- (2) 道は、道民及び事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「北海道スタイル」の浸透・定着を促進する。
- (3) 道は、道民及び事業者に対し、感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ（COCOA）の活用を促進する。

北海道スタイル

道民の ライフスタイル チェンジ



取組を可視化

安心して利用



連携



安心して
誘客・接客



事業者の ビジネススタイル チェンジ



アプリ等の活用

国のCOCOAの機能

「行動」に着目し、感染者と接触した可能性がある方に連絡

両方のシステムを活用することで、機能を補完

道のコロナ通知システムの機能

「場所」に着目し、感染者と同じ施設を利用した方に連絡

第3 対策に関する基本的事項④

4 感染者情報の公表

- (1) 道は、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施する。
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮する。

公表の考え方

項目	道の公表基準（現行） 【本人同意に基づき、以下の内容を公表】	(参考) 国の公表基準
年代	〇〇年代(10年単位)	同左
性別	男性 or 女性	非公表
国籍	△△国	同左
居住地	□□振興局管内 (本人同意があれば市町村名)	都道府県名
職業	会社員、公務員など (本人が特定されない表現)	非公表
症状・経過	発症日（推定）、主症状 陽性確定日、現在の状況	同左
行動・滞在歴	〇月〇日 □□振興局管内を観光	同左

※ 国の公表項目は一類感染症発生時の項目（国は一類感染症以外についても同様の公表方針を踏まえるとしているほか、都道府県も国方針を参考にしよう求めている）

○ 国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」で人権侵害の防止等に関する検討開始（R2.9月～）

➢ 構成員：感染症の専門家や弁護士、学識経験者、自治体の長

■ これまでの議論の取りまとめ

新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、地方自治体の行う公表について、あらためて国として考え方を示すことを検討すること

国における議論の動向や市町村との協議を踏まえながら、
新たな公表の基準を整理（現在、検討中）

第3 対策に関する基本的事項⑤

5 人権侵害の防止

道は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な取組を実施する。

道における対応

① 北海道知事からのメッセージ（令和2年10月ほか）

- ❑ 差別やいじめなど心ない行為は、決してあってはならず、許されるものではありません。
- ❑ 感染症に対する不安をお持ちの方も多いと思いますが、基本的な感染防止対策を取って行動することで、十分に感染リスクを避けることができます。
- ❑ 正しい情報の下、理解を深め、冷静に思いやりのある行動をしていただくようお願いします。



② ホームページやリーフレットなどによる普及啓発



ホームページの活用



リーフレット等の作成・配布



③ 新型コロナウイルス人権相談窓口の設置（令和2年10月～）

- 電話番号 011-206-0497（受付時間 平日9時～17時まで）
- Eメール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

道では、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見、誹謗中傷などは、決して許されるものではないという認識のもと、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の防止に向け、総合的な対策を講じることとしています。

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項①

- 1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
道は、対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施する。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の位置付け

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

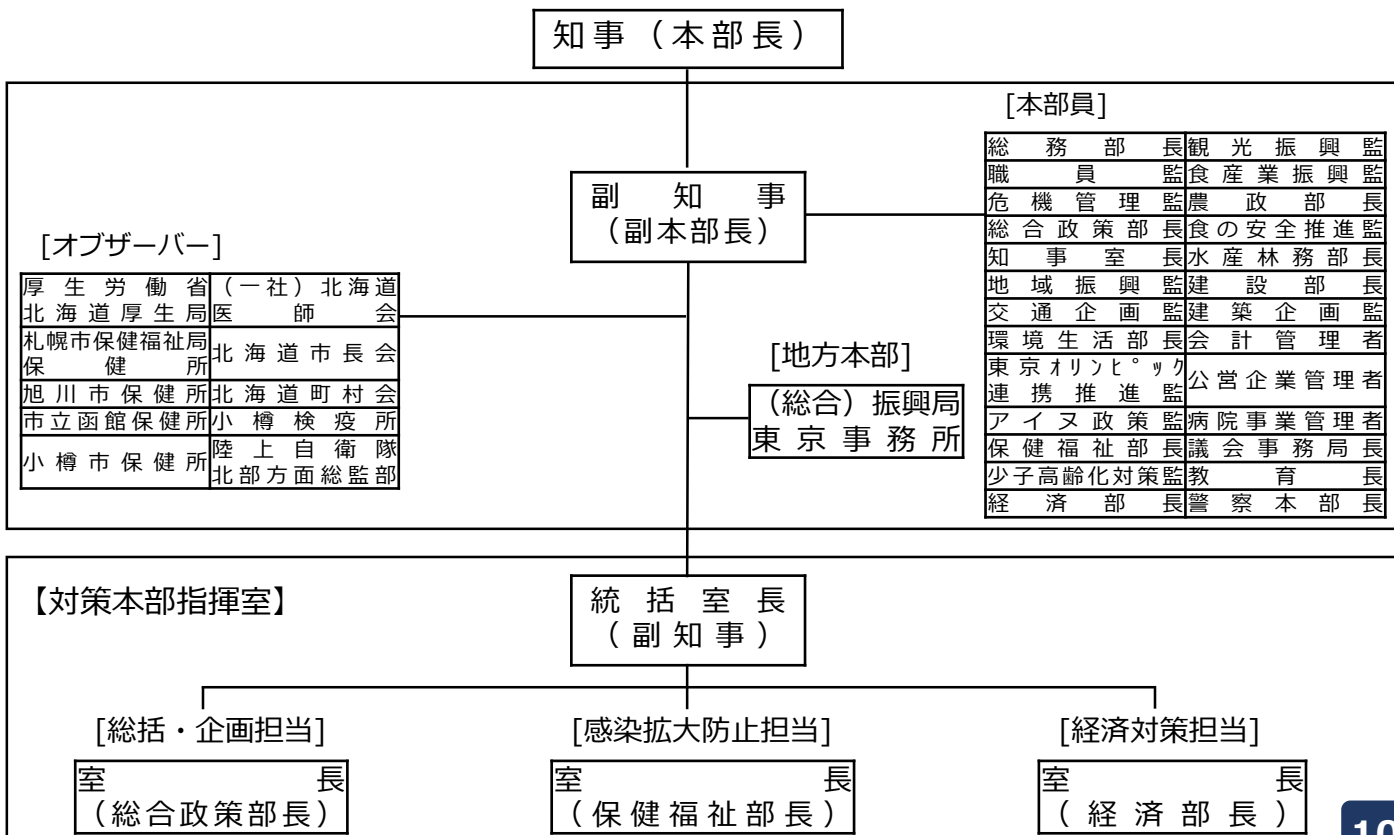
- 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時は、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。（第22条第1項）
- 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。（第24条第1項）

【北海道新型インフルエンザ等対策本部設置運営要綱】

第6条 本部会議は、本部所掌事項及び新型インフルエンザ等対策に関する重要事項を協議し、その推進にあたる。（新型コロナウイルス感染症対策本部に読み替え）

- ※対策本部におけるこれまでの主な決定事項
- ・ 特定警戒都道府県の指定に伴う道の緊急事態措置の決定
 - ・ 緊急事態措置の改定・延長
 - ・ 新しい警戒ステージの設定 など

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の組織図



第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項②

2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 道は、感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定する。
- (2) 警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて特定の地域や業態を対象とするなど柔軟に対応する。

警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目	指標	1	2	3	4	5	
医療提供体制等の負荷	病床の逼迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数	—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)	
監視体制	PCR検査陽性率	—	増加	増加	10%	10%	
感染状況	新規報告数	—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)	
	直近一週間と先週一週間の比較	—	増加	増加	増加	増加	
	感染経路不明割合	—	50%	50%	50%	50%	

※ 各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断。

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状況	対応の考え方	(参考) 国ステージ
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染予防の徹底などについて注意喚起 (感染状況に応じて、振興局による注意喚起)	I
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	特措法第24条第9項に基づく要請 個々の行動変容に対する協力を要請	II
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	特措法第24条第9項に基づく要請 より強い行動変容に対する協力を要請	
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	特措法第24条第9項に基づく要請 事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請	III
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請 国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請	IV

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項②

2 警戒ステージの設定と運用

- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。
- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。

特措法に基づく協力要請等【法第24条第9項及び第45条（要約）】

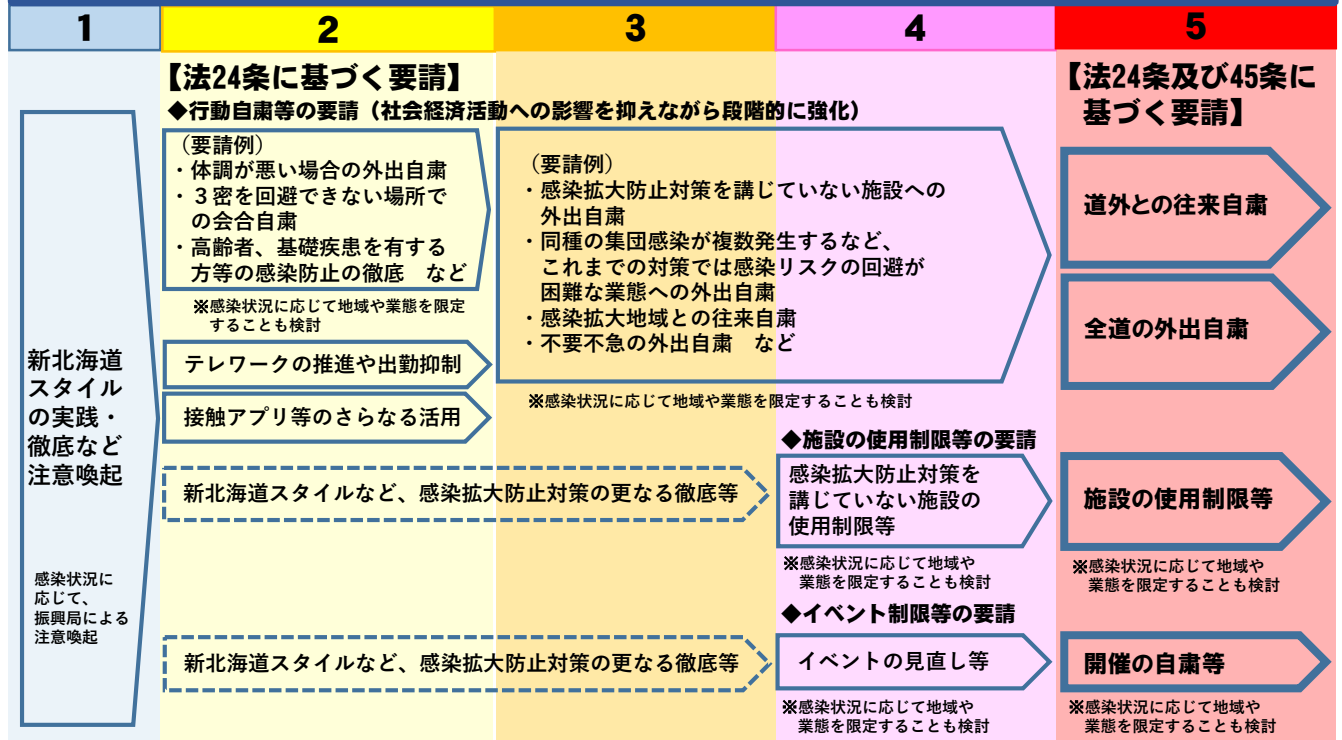
(第24条第9項)

- 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(第45条)

- 特定都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請することができる
- 特定都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請することができる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。
- 要請・指示を行ったときはその旨を公表する。

警戒ステージの対応の目安



- ※ 行動等の制限につながる協力要請を行う場合は、必要最小限
- ※ 感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力要請については、警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえて実施

施設の使用制限等に関する協力要請を行わざるを得ない場合

○実効性のある協力要請となるよう所要の対応を実施

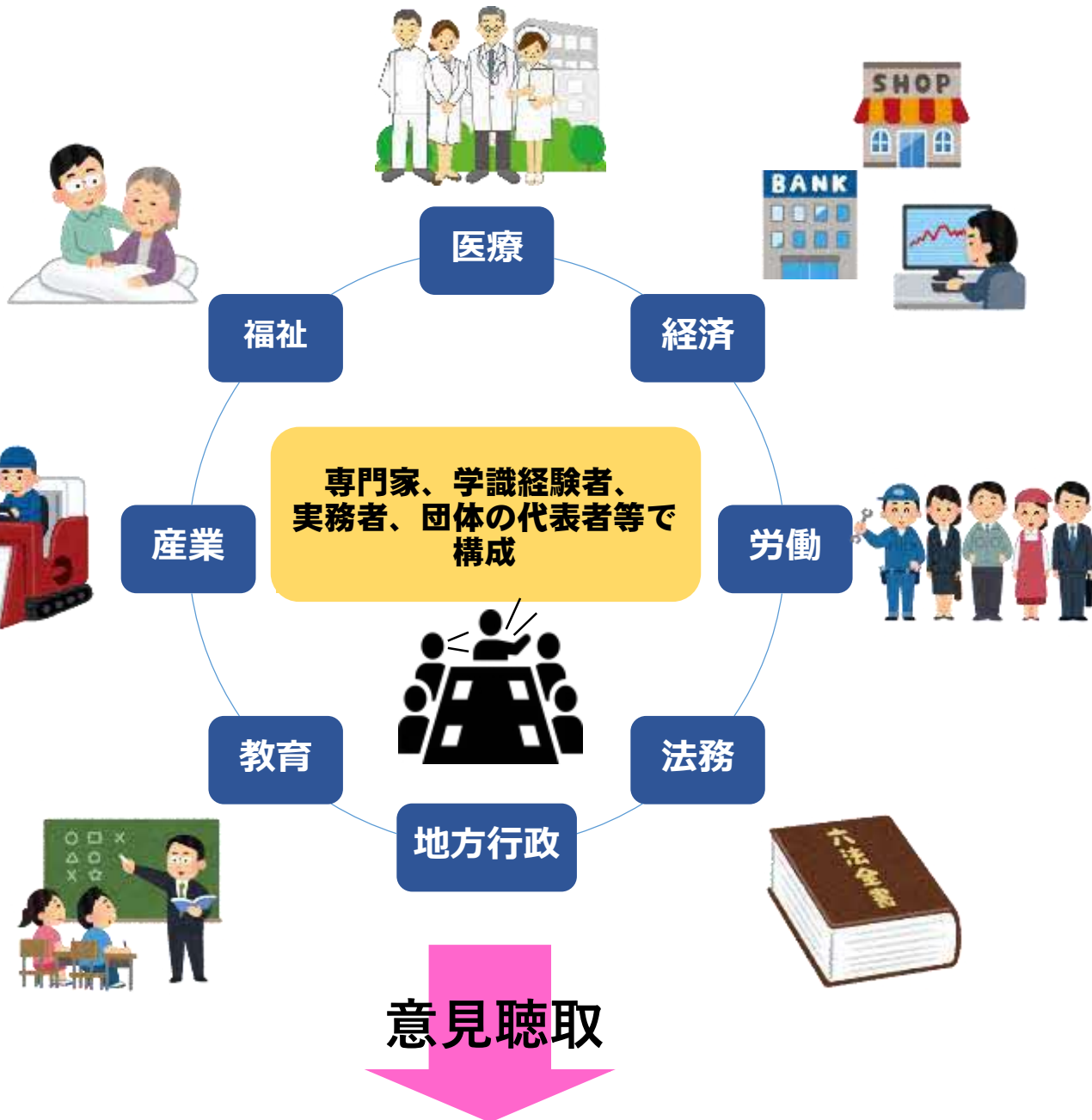
- ・休業要請の範囲（地域・業態）の検討
- ・事業者への支援策等の検討
- ・市町村、関係団体等への早めの情報提供

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項③

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。
- (2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議



幅広い分野における専門的知見を対策に反映

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項④

4 意見等の聴取

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。
- (2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。
ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。
 - ① 警戒ステージの移行に関する措置
 - ② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

新型コロナウイルス感染症対策の立案等

